

武蔵野市住民投票条例（仮称） 主要な論点についての考え方

項目	主な内容（案）・論点
<p>論点 1 住民投票の実施</p>	<p>①廃置分合、境界変更を申請する場合 ・廃置分合又は境界変更を行おうとするときは、住民投票を実施する。（自治基本条例第19条第1項）</p> <p>②住民からの請求による場合 ・そのほかの市政に関する重要事項について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、一定数以上の請求があったときは、住民投票を実施する。（自治基本条例第19条第2項）</p>
<p>論点 2 重要事項</p>	<p>①市政に関する重要事項 ・市及び市民全体に影響を及ぼす事項で住民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があると認められる事項</p> <p>②除外規定 ・市の権限に属さない事項 ※住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。</p> <p>・法令の規定に基づき住民が投票を行うことができる事項 ※地方自治法による直接請求、地方自治特別法の制定に伴うもの、大都市法に基づく住民投票、日本国憲法の改正に係る国民投票 ※特例事項として、条例の制定・改廃に係る地方自治法の直接請求において、議会が否決した場合、市の住民投票による請求ができる旨を規定する。</p> <p>・市の組織、人事又は財務に関する事項 ・金銭の徴収に関する事項 ・特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 ・その他住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>
<p>論点 3 住民投票の投票資格者</p>	<p>①投票資格者 ・引き続き <u>3か月以上本市の区域内に住所を有する18歳以上の者</u>とする。 ・投票資格者に<u>外国籍市民を含める</u>（在留資格や在留期間など、外国籍市民にのみ追加する要件は設けない）。</p>
<p>論点 4 住民投票の請求</p>	<p>①必要署名数 ・住民投票の発議に必要な署名数は、投票資格者の<u>4分の1以上</u>とする。</p>

<p>論点 5 署名の収集期間</p>	<p>①署名の収集期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 署名収集期間は、代表者証明書の交付及び告示日から <u>2か月以内</u>とする。 他の選挙等において署名を求められない期間、その他やむを得ない事情により署名を求められないと市長が認める期間がある場合は、その期間を除き、告示の日から62日以内とする。
<p>論点 6 署名簿の審査期間</p>	<p>①署名簿の審査期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 署名簿の審査期間は、署名簿が提出された日から <u>30日以内</u>とする。 大規模災害など、やむを得ない事情がある場合に限り、市長は署名簿の審査期間を延長することができる。
<p>論点 7 住民投票の結果</p>	<p>①結果の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等及び議会は、<u>成立した住民投票の結果を尊重するもの</u>とする。（自治基本条例第19条第3項） <p>②結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票の<u>成立又は不成立にかかわらず、結果を公表するもの</u>とする。（自治基本条例第19条第4項）
<p>論点 8 成立要件</p>	<p>①住民投票の成立要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票総数が投票資格者総数の <u>2分の1以上</u>の場合、成立するものとする。
<p>論点 9 住民投票の請求の制限</p>	<p>①請求の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一事案における住民投票は、投票結果の<u>成立、不成立にかかわらず</u>、結果の告示日から <u>2年間</u>は請求できないものとする。
<p>論点 10 住民投票の形式</p>	<p>①設問の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票実施請求代表者が設定する。 <p>②選択肢の形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>二者択一で、原則として賛否を問う形式</u>とし、案件によってはそれ以外の選択肢も可能とする。 <p>③投票方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票用紙の賛成・反対（又は各選択肢）の選択欄に○を記載するものとする。
<p>論点 11 住民投票の執行</p>	<p>①執行の主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票の執行者は市長とする。（自治基本条例第19条第1項、第2項） 署名簿の審査や投票資格者名簿の調製、投開票などの事務については、選挙管理委員会に委任する。

<p>論点12 住民投票の期日</p>	<p>①住民投票の期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票実施の告示の日から起算して、<u>30日を経過した日から90日を超えない範囲内</u>で投票日を定めるものとする。 <p>②投票期日と同日に選挙が行われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票期日と同日に選挙が行われるときは、原則として住民投票の投票日を変更する。 ・対象事案や実施時期を考慮し必要と認められる場合は、同時に実施することができることとする。
<p>論点13 情報提供</p>	<p>①情報提供の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に関して市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報提供を行うものとする。 ・選挙管理委員会は、住民投票に係る請求の内容の趣旨や投票期日の告示の内容など、必要な情報を広報その他適当な方法により、提供するものとする。 <p>②中立性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長及び選挙管理委員会は、情報の提供に際して、客観的かつ中立的に情報提供を行うよう努める旨を規定する。
<p>論点14 投票運動</p>	<p>①投票運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票運動は<u>原則自由</u>とする。ただし、投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという規定を設けることとする。 ・投票事務の公正な執行を確保することを目的として、投票事務関係者の投票運動を制限するものとする。 <p>②規制に対する罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票資格者の自由な意思を拘束するような行為や、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという倫理的な規定とし、<u>罰則規定は設けない</u>。

論点 15

廃置分合と境界変更

①住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について

- ・廃置分合（分割、分立、合体、編入）は全て住民投票の対象とする。
- ・境界変更については、「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの」の場合を住民投票の対象とする。
- ・「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの」については、「境界変更が、市内の一つの町や丁目以上の規模である」ことを基準とする。

②住民投票を実施するタイミング

- ・地方自治法第7条第6項に基づく議決を行う前（合併協議会における協議を踏まえ、議会で合併に関する議決を行う前）に実施するものとする。

③合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い

- ・本制度に基づく住民投票実施の適用除外とする。

④成立要件について

- ・その他の住民投票における成立要件と同様とし、特例を設けないこととする。